

回 覧										

消費生活センターだより

令和4年 秋号
 発行：橋本市消費生活センター
 (0736-33-1165)
 発行日：令和4年11月1日

ひんやりとした空気が感じられるようになり、そろそろ暖房器具を使用する季節になってきます。暖房器具を使い始める前には、ほこりがたまっていないかなどの点検をしてください。作動時に異臭や変な音が出るなどの場合は、すぐに使用をやめましょう。



令和4年度 消費生活相談 中間報告

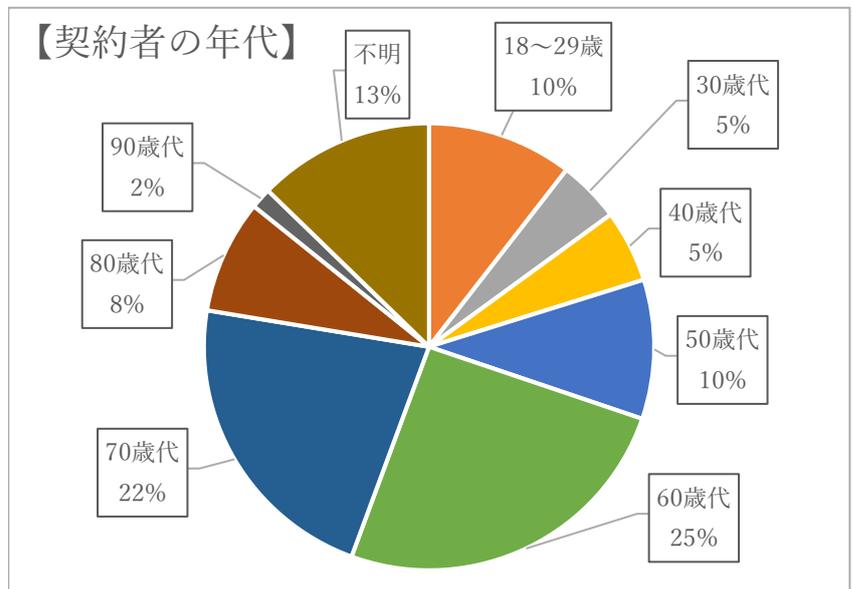
令和4年4月～9月末に橋本市消費生活センターに寄せられた消費生活相談は**295件**となり、昨年度の同時期より86件増えています。

苦情相談は『通信販売』が最も多く、インターネット通販の利用が大きく影響していると考えられます。年代別では、70～90歳代以上が約3分の1を占めています。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近にいる家族や日頃から様子を知っている人が変化に気づくことがとても重要です。

【苦情相談の販売形態】

販売形態	件数
通信販売	74
店舗販売	65
訪問販売	23
電話勧誘販売	10
訪問買取	4
連鎖販売取引 (マルチ商法)	2
その他	3
不明・無関係	87

【契約者の年代】



高齢者とその周りにの方に気を付けてほしい 消費者トラブル

日頃からいろいろな消費者トラブルについて知り、対応できるようにしておきましょう。

- ① 屋根や外壁、水回りなどの“住宅修理”
- ② 保険金で住宅修理できると勧誘する“保険金の申請サポート”
- ③ “インターネットや電話、電力・ガスの契約切替”
- ④ “スマホ”のトラブル
- ⑤ 健康食品や化粧品、医薬品などの“定期購入”
- ⑥ パソコンの“サポート詐欺”
- ⑦ “架空請求”、“偽メール・偽SMS”
- ⑧ 在宅時の突然の“訪問勧誘、電話勧誘”
- ⑨ “不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘”
- ⑩ 便利でも注意”インターネット通販”



出典：(独) 国民生活センター

引き続き

還付金詐欺にご注意ください！

令和4年9月に橋本市内で還付金詐欺の被害が発生しました。市役所の職員をかたり電話をかけ、聞き出した情報でインターネットバンキングを利用して預金をだまし取るという手口です。市民の方から「還付金詐欺と思われる電話がかかってきた」と多くの情報提供をいただきます。**市役所職員が金融機関・口座番号・暗証番号・預金残高などの情報を聞くことはありません。**少しでも『おかしい・怪しい』と思ったら周りの人や消費生活センターへ相談してください。

橋本市消費生活センター
電話：0736-33-1227（相談専用）
FAX：0736-33-1200
〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号
橋本市役所1階 窓口⑤



橋本市マスコットキャラクター